平成２８年（フ）第５８号
沖縄県那覇市字宇栄原1009番地　宮城住宅２階
債務者　宮城　一也
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３６号
茨城県つくばみらい市山王新田224番地７第３グリーンコーポ208号、前住所茨城県つくばみらい市伊奈東80番地147
債務者　正司　　剛
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４４号
千葉県鴨川市天津142番地
債務者　鈴木　克枝
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１４号
千葉県南房総市富浦町原岡134番地８
債務者　倉田美智子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１２号
長野市西三才2354番地あまり荘１ＦＢ号室
債務者　草間　和美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３号
長野県須坂市大字米子582番地の３
債務者　竹前　克彦
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２９号
長野市上松４丁目30番11―102号　ニューライフ竹
債務者　菊地　礼子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
京都市下京区河原町通五条下る平居町64番地ロイヤル河原町五条901
債務者　松竹久美子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７７号
京都市北区紫野上御輿町12番地１　楽只市営住宅第21棟103号、前住所京都市北区紫野北花ノ坊町１番地　市住７棟106号
債務者　加藤　秀夫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
京都市伏見区東奉行町１番地　桃山グランドハイツ505
債務者　中川　一道
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
京都市右京区西院西溝崎町１番地　パレフルーヴ五条311
債務者　宮下　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５７号
京都市南区久世東土川町159番地、前住所京都市西京区上桂大野町12番地72
債務者　辻　つぐみ
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
兵庫県姫路市伊伝居67番地２　三木アパート105号、従前の住所兵庫県姫路市伊伝居67番地４　メゾン馬場先Ａ棟205
債務者　野崎美枝子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第９８号
兵庫県姫路市田寺東４丁目12番11号、従前の住所熊本県菊池市雪野1606番地
債務者　小森　賢司
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０１号
兵庫県加古川市平岡町中野590番地の１、従前の住所兵庫県加古川市尾上町口里492番地の１　Ｍプラザ加古川参番館203号
債務者　大川　裕治
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１０３号
兵庫県加古川市平岡町新在家177番地の１　プティメゾンⅣ―108号、従前の住所大阪府吹田市南正雀４丁目５番６号　122
債務者　大嶋　啓史
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部